

公営・民間委託・民間移譲

資料No.11

	公立	民間			
種類	公設公営	公設民営 (民間委託)		民設民営 (民間移譲)	
方法	直営方式	業務委託 方式	指定管理者 制度方式	事業承継 方式	事業提案 (プロポーザル) 方式
設置主体		自治体		民間事業者	
管理主体	自治体	自治体	指定管理者	民間事業者	
運営主体	自治体	受託事業者	指定管理者	民間事業者	
運営形態	公営	民営			
土地・建物・備品		自治体		民間事業者	
職員(保育士等)	公務員	非公務員			
教育・保育内容	公立保育(自治体)の方針	委託者(自治体)の方針	指定管理者の方針	公立保育を引き継ぐ	民間事業者の方針
保育料		保育料は同額。ただし実費負担は別途発生。			
施設の場所		市有地(無償)		市有地or民有地(有償)	
効果額	—	人件費等の単価差で発生			

事業承継方式と事業提案(プロポーザル)方式の比較

区分	民設民営(民間移譲)	
	事業承継方式	事業提案(プロポーザル)方式
事業手法(概要)	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 対象となる公立施設を、新たな民間事業者が事業承継する方式。 ✓ 事業承継した時点で、公立施設は廃止。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 市有地等を活用して、民間事業者が、新たな民間園を建設する方式。 ✓ 公立施設は募集停止等の措置を行い、徐々に廃止。
事業主体	民間事業者	民間事業者
保育等基準	国の基準(保育所保育指針等)による	国の基準(保育所保育指針等)による
保育等内容	公立の内容を引き継ぐ	公立の内容を引き継がない
引継ぎ保育	実施する(概ね1年間)	実施しない
入所の選考基準	市の選考基準による	市の選考基準による
本市での実績	あり(平成21年～平成25年)	なし
他自治体での実績	あり (大阪市、吹田市、茨木市、枚方市等多数)	あり (大阪市、堺市、吹田市、明石市等多数)